

フードサプライチェーンにおける脱炭素化の実践とその可視化の在り方検討会(第1回) 議事概要

日時 2020年9月16日(水) 14:00~16:40

場所 TKP 神田ビジネスセンター H401 (Web 会議 (Teams) と併用開催)

○ フードサプライチェーンにおける脱炭素化とその可視化に向けた調査等の進め方について

(1) TCFD (気候関連財務情報開示) について (資料 5-1)

委員より想定する手引書の読み手の確認があり、事務局よりまずは上場企業を想定していること、業種としては食品加工業者だけでなく例えばプライベートブランドを保有する小売り事業者等も対象になることが説明された。

委員より、食品・農業分野はシナリオ分析に基づくデータの不確実性が高い分野であり小売事業者や農業従事者がシナリオ分析を行い影響の有無や被害額を出したとしても、投資家としてはそのデータを重視しないと想定されること、投資家が国内外双方において TCFD の中で見ているのはガバナンスがどうか、そもそも気候変動に対してリスクがあると認識しているかという部分ではないかという意見が出された。事務局より、ニーズ、認識の把握にあたっては最終的な届け先となる投資家にも十分留意することが説明された。

委員より、TCFD の取り組みにどうカーボンフットプリント (CFP) を絡めていくのか明確にする必要があることが指摘された。事務局より、TCFD ガイダンスでは CFP に配慮した原料調達の実施が掲げられているが、そういった要素をどの程度まで反映できるかという点をも含め調査することが説明された。

委員より、TCFD の読み手である投資家は数値というよりは企業の経営層がこれらの問題意識をどう捉えているかが注目ポイントであること、企業が動くきっかけとなるガバナンスが TCFD の構成の中では非常に大事であること、投資家の理解として気候変動あるいは自然資本は企業のビジネスモデルあるいは持続可能性にとってどのような意味があるかという問いに答えていくことが TCFD であること、経営層が事の重要性を理解しているだけではなく重要性を理解した上でどの様に実行性に移しているか、どの様に戦略に落としているか、そのプロセス及びプロセスにおけるエビデンスを見たいというのが投資家の議論の出発点であることが見解として示された。

(2) 脱炭素化技術について (資料 5-2)

委員より、本事業の中で策定が予定されている技術紹介資料は、出典などの詳細情報へのアクセス、幅広い技術を紹介するべきであることが指摘された。事務局より、技術紹介資料は今後の拡張性も考慮して作成を進めることが説明された。

委員より、技術紹介資料の内容としては CO₂ の削減量だけでなく導入に係るコストや収量の増加が可能か等、投資対効果がどの程度あるかを判断するための情報も有効であるとの意見が出された。また EU では投資家と企業の対話を円滑にするために技術展開の想定される時間軸を「グリーン」、「トランジション」などとして区別・整理することが紹介された。

(3) カーボンフットプリント(CFP)について(資料 5-3)

委員より、投資家が企業活動全体に対してイメージを持つにあたり企業は個別商品の CFP 情報をどの様に関連付けるか、また、多種多様な生産方法がある中でデータ取得の確実性をどう担保するかという点について検討が必要であることが指摘された。

○ 意見交換

委員より、農林水産業は自然を相手にしていることもあり非常に不確実性が高い分野であり、その分野においても低炭素社会への変革を推進するためには、必ずしも保守的に削減量の下限値の算定を必須とするのではなく平均値の適用を許容する考えが必要であるとの意見が出された。

委員より、CFP 制度は CO₂ の排出をそのまま表現するのに対し、J-クレジット制度では削減行為に「追加性」が必要とされ、その相違を念頭におくべきことが指摘された。

委員より、国際的にサステナビリティで企業に求められているのは、CFP を素材・技術ごとに算定することの前に、しっかりトレーサビリティのとれたサプライチェーンを構築することであり、そのため認証制度を利用することで CFP の削減が把握できるようなスキームが企業によって望ましいという意見が出された。

以上